

【漁業権番号】内共第38、41号

【関係漁業協同組合】宮川漁業協同組合

変更後	変更前	変更理由	施行予定年月日																																		
<p>第1条 略</p> <p>(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)</p> <p>第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定による申請は、口頭又はオンラインシステムによりしなければならない。</p> <p>3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。</p> <p>4 遊漁者は、直ちに、第8条第1項又は第2項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。</p> <p>(漁具・漁法の制限)</p> <p>第3条 遊漁による漁具・漁法は、手釣、竿釣(餌釣、毛針釣、ルアー釣、友釣り、どぼんこをいう。)及びたも網(口径40cm以下)に限るものとする。なお、あゆ採捕について、リールの使用をあゆ漁解禁日から9月15日まで禁止する。</p> <p>2 略</p> <p>第4条から第7条 略</p> <p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>第8条 遊漁料の額は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="114 1216 958 1461"> <thead> <tr> <th rowspan="2">魚種</th> <th rowspan="2">漁具・漁法</th> <th colspan="2">遊漁料</th> <th rowspan="2">現場加算料</th> </tr> <tr> <th>日釣</th> <th>年釣</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あゆ</td> <td>手釣・竿釣</td> <td>2,500円</td> <td>12,000円</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>やまめ・いわな・にじます・こい・うなぎ・おいかわ</td> <td>手釣・竿釣 ・たも網</td> <td>1,500円</td> <td>8,000円</td> <td>1,500円</td> </tr> </tbody> </table>	魚種	漁具・漁法	遊漁料		現場加算料	日釣	年釣	あゆ	手釣・竿釣	2,500円	12,000円	2,500円	やまめ・いわな・にじます・こい・うなぎ・おいかわ	手釣・竿釣 ・たも網	1,500円	8,000円	1,500円	<p>第1条 略</p> <p>(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)</p> <p>第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定による申請は、口頭又はオンラインシステムによりしなければならない。</p> <p>3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。</p> <p>4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項_____の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。</p> <p>(漁具・漁法の制限)</p> <p>第3条 遊漁による漁具・漁法は、手釣、竿釣(餌釣、毛針釣、ルアー釣、友釣り、どぼんこをいう。)_____に限るものとする。なお、あゆ採捕について、リールの使用をあゆ漁解禁日から9月15日まで禁止する。</p> <p>2 略</p> <p>第4条から第7条 略</p> <p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>第8条 遊漁料の額は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1001 1216 1845 1461"> <thead> <tr> <th rowspan="2">魚種</th> <th rowspan="2">漁具・漁法</th> <th colspan="2">遊漁料</th> <th rowspan="2">現場加算料</th> </tr> <tr> <th>日釣</th> <th>年釣</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あゆ</td> <td>手釣・竿釣</td> <td>2,500円</td> <td>12,000円</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>やまめ・いわな・にじます・こい・うなぎ・おいかわ</td> <td>手釣・竿釣 _____</td> <td>1,500円</td> <td>8,000円</td> <td>1,500円</td> </tr> </tbody> </table>	魚種	漁具・漁法	遊漁料		現場加算料	日釣	年釣	あゆ	手釣・竿釣	2,500円	12,000円	2,500円	やまめ・いわな・にじます・こい・うなぎ・おいかわ	手釣・竿釣 _____	1,500円	8,000円	1,500円	<p>条ズレ修正</p> <p>漁業調整規則の一部改正に伴い、たも網を漁具・漁法に規定</p> <p>漁業調整規則の一部改正に伴い、たも網の遊漁料を規定</p>	<p>令和8年 1月1日</p>
魚種			漁具・漁法	遊漁料		現場加算料																															
	日釣	年釣																																			
あゆ	手釣・竿釣	2,500円	12,000円	2,500円																																	
やまめ・いわな・にじます・こい・うなぎ・おいかわ	手釣・竿釣 ・たも網	1,500円	8,000円	1,500円																																	
魚種	漁具・漁法	遊漁料		現場加算料																																	
		日釣	年釣																																		
あゆ	手釣・竿釣	2,500円	12,000円	2,500円																																	
やまめ・いわな・にじます・こい・うなぎ・おいかわ	手釣・竿釣 _____	1,500円	8,000円	1,500円																																	

うぐい・あじめどじ ょう・かじか (以下 「雑魚」という。)					
あゆ・雑魚 (共通券)	手釣・竿釣	—	20,000 円	—	

うぐい・あじめどじ ょう・かじか (以下 「雑魚」という。)					
あゆ・雑魚 (共通券)	手釣・竿釣	—	20,000 円	—	

文言修正

2 前項の規定にかかわらず、次の表に掲げる者の遊漁料は、次のとおりとする。ただし、中学生以下を除き、減免を受けようとする者はこれを証する手帳・書類等を提示しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の表に掲げる者の遊漁料は、次のとおりとする。ただし、中学生以下を除き、減免を受けようとする者はこれを証する手帳・書類等を提示しなければならない。

区 分	遊 漁 料					
	あ ゆ		雑 魚		あゆ・雑魚 (共通券) 年 釣	現 場 加算料
	日 釣	年 釣	日 釣	年 釣		
高校生以下	無 料	無 料	無 料	無 料	無 料	無 料
女性、心身障がい者 (身体障害者手帳3級以上又は療育手帳の所持者)	1,250 円	6,000 円	750 円	4,000 円	10,000 円	あゆ 2,500 円 雑魚 1,500 円

区 分	遊 漁 料					
	あ ゆ		雑 魚		あゆ・雑魚 (共通券) 年 釣	現 場 加算料
	日 釣	年 釣	日 釣	年 釣		
高校生以下	無 料	無 料	無 料	無 料	無 料	無 料
女性、心身障がい者 (身体障害者手帳3級以上又は療育手帳の所持者)	1,250 円	6,000 円	750 円	4,000 円	10,000 円	あゆ 2,500 円 雑魚 1,500 円

3 遊漁料は、組合のホームページ、もしくは組合掲示板に掲載する遊漁証取扱所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。この場合には、第1項及び第2項に規定する現場加算料をあわせて納付するものとする。

3 遊漁料は、組合のホームページ、もしくは組合掲示板に掲載する遊漁証取扱所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。この場合には、第1項及び第2項に規定する現場加算料をあわせて納付するものとする。

4 略

4 略

第9条から第11条 略

第9条から第11条 略

(違反者に対する措置)

(違反者に対する措置)

<p>第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。</p>	<p>第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。</p>		
--	--	--	--